

令和 8 年度
保育施設
入 所 案 内



北 方 町

保育施設とは

種 類	概 要	町内の施設
保育所	就労等により、家庭で保育できない保護者に代わって子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とした施設	北方中保育園 北方北保育園
認定こども園 (幼保連携型)	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設	町立こども園 かわせみこども園(私立)
小規模保育事業	0～2歳までの子どもを対象に、少人数(6～19名)による家庭的な雰囲気に近い保育を行う施設	ちびっこ園。(私立)

※町内の認可保育施設の種類のみの紹介しています。

※この入所案内における「保育施設」(町内の施設に限る)とは北方中保育園・北方北保育園・町立こども園(教育認定・保育認定)・かわせみこども園(保育認定)・ちびっこ園のことを言います。

支給認定について

「子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)」により特定教育・保育施設等を利用する場合は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

1. 支給認定とは

新制度では下記に示す3つの区分の認定に応じて、利用できる施設が決まります。

認定区分(令和8年4月1日現在)		内 容	利用時間区分	利用できる施設
満3歳以上	1号認定	教育を希望される場合 (教育認定)	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
	2号認定	保育の必要な事由に 該当し、保育を希望 する場合 (保育認定)	保育標準時間 もしくは 保育短時間	保育所、認定こども園
満3歳未満	3号認定			保育所、認定こども園 小規模保育事業所

2. 保育の必要性の事由

- ① 就労 1ヶ月において、64時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠・出産 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(認定期間は、産前6週・産後8週経過後の月末まで)。
- ③ 疾病等 肉体的・精神的に疾病・障害を有していること。
- ④ 看護等 同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 災害等 震災、風水害、火災等の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職 求職活動(起業の準備を含む)を継続的にしていること。
- ⑦ 就学 学校、専修学校等に在学していること(職業訓練等を含む)。
- ⑧ 虐待・DV 児童虐待又はDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 育児休業 育児休業取得時に既に保育を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ その他 上記に類する状態として町長が認める場合。



※詳しい条件や認定期間については教育委員会までお問い合わせください。

保育施設一覧表

名 称	公立私立	定 員	クラス年齢	標準保育時間	延長保育
北方北保育園	公立	70名	1歳～5歳	7:30～18:30	×
北方中保育園	公立	165名	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	19時まで
町立こども園	公立	174名	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	19時まで
かわせみこども園	私立	126名	6ヶ月～5歳	7:30～18:30	19時まで
ちびっこ園。	私立	19名	3ヶ月～2歳	7:30～18:30	×

※記載の内容については見直し等により、変更になる場合があります。

保育施設の開園・閉園について

【保育施設開園・閉園スケジュール】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
町立こども園	令和7～9年度にかけて段階的に保育認定の定員増・教育認定の定員減			
かわせみこども園	開園			
もちのきこども園			開園	
中保育園		令和8年度末で閉園		
北保育園		令和8年度末で閉園		

令和 7 年度以降、町立保育園の民営化及び統廃合計画等に伴い、上記のとおり施設の開園・閉園を実施します。

町立保育園の利用希望の方につきましては、上記スケジュール等を確認し、閉園までの利用に同意いただいたうえでお申込みください。

また、町立保育園の閉園後に係る利用児童の受入れにつきましては、利用調整を図ったうえで町内の保育施設にて受入れを実施する予定です。ただし、町内の他の保育施設での受入れに関しては、各保育施設の受入可能数の状況等により、必ずしも第 1 希望の園で受入れができるとは限りません。



教育・保育時間

1. 1号認定（教育認定）

	町立こども園	かわせみこども園
時 間	9：00～14：00	9：00～15：00
休 日	土日・祝日・年末年始・春休み・夏休み・冬休み等あり	

○預かり保育

【対象者】

教育認定（1号認定）を受けて認定こども園に在園する児童のうち、「保育の必要性」の認定を受けた児童

【利用時間・利用料】



	時 間	利 用 料
町立こども園	14：00～17：00	350円／回（おやつ代50円含む）
かわせみこども園	8：30～9：00	無料
	15：00～16：00	無料
	16：00～18：30	100円／日
	18：30～19：00	150円／日（おやつ代含む）

【利用方法】

「保育の必要性」の認定を受けたうえで、各施設へ直接お申込みください。

【その他】

行事等により預かり保育を実施しない日があります。詳細は各施設へお問い合わせください。

利用料の支払い方法は各施設へお問い合わせください。

2. 2・3号認定（保育認定）

			公立施設 (北保育園・中保育園・町立こども園)	かわせみこども園	ちびっこ園。
保育時間	平日	保育短時間	8：30～16：30	8：00～16：00	8：30～16：30
		保育標準時間	7：30～18：30	7：30～18：30	7：30～18：30
	土曜日	保育短時間	8：30～12：00	8：00～12：00	8：30～12：00
		保育標準時間	7：30～12：00	7：30～12：00	8：00～12：00
休 日			日曜・祝日・年末年始		
その他			延長保育・土曜保育		土曜保育

○延長保育

【対象者】

保護者の就労時間その他家庭の状況を考慮し、認定区分により利用できる保育時間（保育の必要量）を超えて利用希望する者等

【実施施設】

公立施設、かわせみこども園

【利用時間・利用料】

保育必要量	公立	かわせみ	利 用 料
短時間認定	7:30 ～ 8:30	7:30 ～ 8:00	100 円／日
	16:30 ～ 18:30	16:00 ～ 18:30	200 円／日
	18:30 ～ 19:00	18:30 ～ 19:00	150 円／日（おやつ代含む）
標準時間認定※	18:30 ～ 19:00	18:30 ～ 19:00	150 円／日（おやつ代含む）

※北保育園は開所時間が18:30までのため保育標準時間認定の方は延長保育を利用できません。

【利用方法】

各施設へお申込みください。

【その他】

公立施設の詳細は別の「延長保育事業について」をご確認ください。

かわせみこども園について、利用料の支払い方法等の詳細は施設へお問い合わせください。

入所(園)手続きについて

1. 申込みと期間

○一次申込

4月に保育施設（町立こども園の教育認定も含む）^{※1}の入所を希望する方を対象に申込みを受付けます。ただし、保育認定を受ける方で、令和8年度中に育児休業が終了し復職する方、または、北方町に転入予定であって、転入直前に居住している市町村の認可保育施設を既に利用している方に限り、**5月から12月の入所の予約（以下、入所予約という。）申込みが可能です。**^{※2※3}詳細は、別紙「育児休業からの復帰等に伴う入所予約申込について」をご確認ください。

※1 かわせみこども園の教育認定の申込みは、施設に直接問い合わせてください。

※2 入所予約申込できる施設は公立施設のみです。

※3 4月入所と入所予約の両方を申込むことはできません。

【対象者】

次のア・イに加え、ウまたはエを満たす方。^{※4}

ア. 1ページに記載されている「支給認定」の対象となる方。

イ. 入所希望月の前月において保育認定を受けて町内の認可保育施設に在園していない児童。

ウ. （4月入所の場合） 児童及びその保護者が申込時及び入所希望月の初日に、北方町に住民登録があり、現に在住していること。ただし、申込み時点では北方町に住民登録がなくても、入所希望月の前月末日までに転入予定の場合は対象。

エ. （入所予約の場合） 「育児休業からの復帰等に伴う入所予約申込について」に記載された対象者であること。

※4 町立こども園の教育認定を希望する場合は、ア・ウを満たす方が対象。

【受付期間】

期間：令和7年9月1日（月）～ 9月19日（金）（期間中は先着順ではありません）

時間：8：30～17：15（土・日祝は除く）

【入所希望者が定員を超えた場合】

入所理由によって入所すべき緊急性の高い児童を優先して入所決定します。第1希望に入所できない場合は、第2希望以降の施設となるか、入所待ちになります。

○二次申込（随時申込）

定員に達しない空き枠について、入所希望月ごとの受付期間に先着順で申込みを受付けます。ただし、申込者が多くなりやすい各申込期間の初日は、入所理由によって入所すべき緊急性の高い児童を優先して入所決定します。

※二次申込（随時申込）では入所予約の申込みはできません

【対象者】

次のア・イ・ウを満たす方。^{※5}

ア. 1ページに記載されている「支給認定」の対象となる方。

イ. 入所希望月の前月において保育認定を受けて町内の認可保育施設に在園していない、または、町内の認可保育施設への入所が内定していない児童。

ウ. 児童及びその保護者が申込時及び入所希望月の初日に、北方町に住民登録があり、現に在住していること。ただし、申込み時点では北方町に住民登録がなくても、入所希望月の前月末日までに転入予定の場合は対象。

※5 町立こども園の教育認定を希望する場合は、ア・ウを満たす方が対象。

【受付期間】

期間：4月入所：12月11日～3月10日

5月以降：各入所希望月の前々月11日～前月10日

※11日が土日祝の場合は翌開庁日、10日が土日祝の場合は前開庁日になります。

時間：9：00～16：30（土・日祝は除く）

2. 受付場所

北方町役場教育委員会 ※保育施設では受付しません。

3. 提出書類

（1）支給認定申請書兼入所申込書

記入例を参考に入所児童一人につき1枚提出してください。

（2）就労状況等証明書

保育認定を希望される方は提出してください。

児童の保護者につき1枚必要です。

別表1の入所条件に応じて、各証明書等を一緒に提出してください（別表1以外に、別途、証明書等が必要になる場合があります）

（3）世帯の状況により必要となる提出書類（必要な方）

利用調整や保育料の軽減適用のために別表2の世帯の状況に該当する場合提出してください。

（4）育児休業からの復帰等に伴う入所予約に係る同意書（入所予約申込される方）

記載事項確認のうえ提出してください。なお、入所後に復職の確認をするため復職証明書の提出を依頼します。期限までに復職証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

（5）転入に関する誓約書（北方町に転入予定で入所を申込み方）



別表 1

入 所 条 件	就労状況等証明書の内容・添付書類
① 就労	証明欄に勤務先の証明済みのもの 自営業の方は営業許可証、開業届、確定申告書など現在営業していることがわかる書類の写し
② 妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日等のわかるページ）
③ 疾病等	医師が証明する保育が困難な状況、傷病名が記載された診断書・障害者手帳の写し
④ 看護等	介護・看護を必要とする人の診断書、障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し
⑤ 災害等	災害の内容がわかる証明書（罹災証明書等）
⑥ 求職	ハローワークカード等の写し（認定期間は2ヶ月です）
⑦ 就学	時間割及び在学証明書等
⑧ その他	事由により必要と認める書類

別表 2

世帯の状況	必要書類
要保護者世帯	生活保護受給証明書等の写し等
ひとり親世帯等	児童扶養手当証書等の写し等
障害児（者）等在宅世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し等
生計中心者が失業した場合	離職票の写し、雇用保険受給資格証明書の写し等

4. 留意事項

- ・ 一次申込について、申込み期間経過後の希望施設の変更はできません。
- ・ 内定後キャンセルした場合は「二次申込（随時申込）」にて再度申込みをしてください。原則、内定した際の入所希望月の翌月からの申込みしかできません。
- ・ 入所した年度中は原則転園できません。
- ・ 入所予約について申込者全員が入所予約できるとは限りません。予約が内定とならなかった方で、通常の入所を希望の場合は入所希望月の空き状況を確認の上、「二次申込（随時申込）」にて申込みの手続きをしてください。
- ・ 提出された書類は、保育の必要性（状況）確認のほか、保育料等の算定・軽減等に利用します。
- ・ 提出された書類を確認した結果、「**保育を必要とする事由**」に該当しない場合は、**入所承諾できません。**
- ・ **必要な書類等が不足、または不備がある場合は受理できません。関係書類等がすべて整った時点で受付完了となります。**
- ・ 提出された書類は、原則、お返ししません。書類の控えが必要な方は、事前に写しをとってから提出してください。
- ・ 提出後、記載内容等に変更が生じた場合（転職、退職、勤務時間の変更など）は**必ずその都度**、就労状況等証明書等の再提出をお願いします。なお、入所後も確認のため毎年提出していただきます。

5. 入所決定

児童の家庭の状況・入所条件等から保育の必要性等を総合的に判断し入所を承諾します。各通知書等は下記スケジュールにて発送を予定しています。

教育認定		保育認定	
施設利用決定通知書	9月下旬	仮決定通知書	12月下旬
		施設利用決定通知書	翌年3月中旬
支給認定通知書	翌年4月下旬	支給認定通知書	翌年2月上旬
利用契約決定通知書 ※公立施設入所者		利用契約決定通知書 ※公立施設入所者のみ	翌年4月下旬以降
副食費決定通知書 (副食費徴収免除通知書)		利用者負担額決定通知書 ※私立施設入所者(未満児)のみ	
		副食費決定通知書 (副食費徴収免除通知書)	

※送付する通知や時期は変更になる場合があります。



利用料等について

	1号認定	2号認定	3号認定
保育料	無償	無償	市町村民税をもとに決定
給食費	<公立園> 主食費：800円 副食費：3,400円 <かわせみこども園> 主食費：1,000円 副食費：4,500円	<公立園> 主食費：900円 副食費：3,700円 <かわせみこども園> 主食費：1,000円 副食費：5,000円	
教材費	町立こども園：500円	町立保育園：450円 町立こども園：500円	
その他	【町立保育園】 傷害保険代の一部負担金（年額240円） 保護者会費（年額3,000円） 保育材料費 等 【町立こども園】 傷害保険代の一部負担金（年額210円） 保護者会費（年額3,000円） 行事経費 等 【かわせみこども園】 雑費（月額500円） 行事経費 等 【ちびっこ園。】 連絡帳代200円（なくなり次第購入）		

※記載は一部ですので、詳細は施設へお問い合わせください。

※金額等は変更になる場合があります。また、徴収月は施設にご確認ください。

支払方法について

【町立保育園・こども園】

保育料と給食費、教材費は口座振替でお支払いいただきます。利用可能な金融機関は、大垣共立銀行、ぎふ農業協同組合、十六銀行、大垣西濃信用金庫、岐阜商工信用組合、岐阜信用金庫、三菱UFJ銀行です。

※ゆうちょ銀行はご利用いただけません（納付書での支払も含む）。

※引き落としができなかった等の理由で納付書で支払う場合、三菱UFJ銀行はご利用いただけません。

【かわせみこども園・ちびっこ園】

保育料・給食教材費等は施設ごとの徴収方法となります。

保育料について（3号認定）

園児の属する世帯の当該年度分（4月から8月までにあたっては前年度分）の市町村民税を保育料徴収額表に照らし合わせて決定します。保育料の掲載された「利用契約決定通知書」または「利用者負担額決定通知書」は、4月下旬以降に配付予定です。

○保育料と副食費の算定方法について

父母それぞれの市町村民税の合計額（配当控除や住宅借入金控除、寄附金控除等をする前の額）により保育料徴収額表を基に決定します。

4～8月：令和7年度（令和6年中の所得に基づく）市町村民税
9～3月：令和8年度（令和7年中の所得に基づく）市町村民税

※家庭の状況によっては、同居の祖父母等の市町村税額等により決定する場合があります。

※年度途中で3歳の誕生日をむかえ3号認定から2号認定に変わっても、同年度中（4月から3月まで）は3号認定区分の保育料が適用されます。

○多子軽減等について

①同一世帯から2人以上の児童が同時に保育園・認定こども園・小規模保育施設等の保育施設、幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童発達支援、児童心理施設を利用している場合は、年齢の高い順に数えて、

- ・2番目の児童の保育料は半額となります。
- ・3番目以降の児童の保育料は無料となります。

※兄弟が他の幼稚園等に入園している場合は、「在園証明書」等の提出が必要です。

その他、制度概要は以下のとおりです

第3～第6階層までのひとり親世帯等	第2子以降は保育料が無料
ひとり親世帯等のうち第6階層までの世帯	要件によらず保護者と同一生計の子等を数える
ひとり親世帯等以外の世帯のうち第4階層までの世帯	
ひとり親世帯等のうち第7階層の世帯	算定対象となる子どものうち18歳未満の子どもの中で第3子以降は無料
ひとり親世帯等以外の世帯のうち第5、6、7階層の世帯	

②離婚・死亡・婚姻等により、保育料の算定に係る世帯員が異動した場合や、家屋が火災、風水害、震災、その他の災害により著しい被害を受けた場合は、申請月の翌月より保育料が変更になる場合がありますので申し出てください。

③「ひとり親世帯等」とは、次の世帯をいいます。申請の際はひとり親世帯等を証明する書類の提出が必要です（児童扶養手当証書等や障害者手帳等の写し）。なお、金額につきましては「保育料徴収額表」をご覧ください。

1. 母子家庭、父子家庭
2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者が世帯にいるとき
3. 特別児童扶養手当の支給対象児が世帯にいるとき
4. 障害基礎年金等の受給者が世帯にいるとき

保育料徴収額表 令和7年度

※ 3歳未満児の非課税世帯及び3歳以上児の保育料は0円です。

※ 3歳未満児の令和8年度保育料徴収額表は法改正により変更する場合があります。

各年度4月初日の入所児童の属する世帯の階層区分						
階層区分	定 義			3歳未満児		参 考
				保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯等		年収260万円未満相当	円 0	円 0	年収 260万円未満相当
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）市町村民税非課税世帯			0	0	
第3	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分）市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,600	3,550	年収 330万円未満相当
			ひとり親世帯等以外	8,200	8,100	
第4		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	6,100	6,000	年収 360万円未満相当
			ひとり親世帯等以外	12,200	12,000	
第5		57,700円以上 63,300円未満	ひとり親世帯等	6,100	6,000	年収 470万円未満相当
			ひとり親世帯等以外	12,200	12,000	
第6		63,300円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	9,000	
			ひとり親世帯等以外	18,400	18,200	
第7		77,101円以上97,000円未満		18,400	18,200	
第8		97,000円以上110,000円未満		26,000	25,700	
第9		110,000円以上169,000円未満		30,300	30,000	
第10		169,000円以上301,000円未満		41,800	41,300	年収 930万円未満相当
第11		301,000円以上397,000円未満		42,600	42,000	年収 1,130万円未満相当
第12		397,000円以上		47,600	46,800	年収 1,130万円相当以上

副食費の免除対象について（1号認定・2号認定）

1. 1号認定

階層区分		1子	2子	3子
第1階層（生活保護世帯）		◎	◎	◎
第2階層 （年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	◎	◎	◎
	その他	◎	◎	◎
第3階層 （年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	◎	◎	◎
	その他	◎	◎	◎
第4階層（年収360万円相当以上）		×	×	◎

◎：副食費免除対象者
×：副食費免除対象外



※多子カウントは、小学校3年生以下の最年長の子どもから第1子、第2子…と数えます。

2. 2号認定

ひとり親家庭等以外の世帯				
参 考	保育料階層	1子	2子	3子
—	1（生活保護世帯）	◎	◎	◎
年収360万円未満相当	2～4（所得割額57,700円未満）	◎	◎	◎
年収470万円未満相当	5～7（所得割額57,700円以上97,000円未満）	×	×	◎
年収470万円相当以上	8～12（所得割額97,000円以上）	×	×	◎

ひとり親家庭等世帯（母子、父子家庭・障がい児（者）同居世帯）				
参 考	保育料階層	1子	2子	3子
—	1（生活保護世帯）	◎	◎	◎
年収360万円未満相当	2～6（所得割額77,101円未満）	◎	◎	◎
年収470万円未満相当	7（所得割額77,101円以上97,000円未満）	×	×	◎
年収470万円相当以上	8～12（所得割額97,000円以上）	×	×	◎



◎：副食費免除対象者 ×：副食費免除対象外

※多子カウントの方法は従来の保育料と同じ（未就学児で保育所等に通っている子どもの中での順番）

※ひとり親家庭等以外の世帯の5～7（所得割額55,700円以上97,000円未満）階層及びひとり親家庭等世帯の7（所得割額77,101円以上97,000円未満）階層については18歳未満の子どもの中で3子以降を対象にした補助を行います。（対象者には別途連絡します）。

企業主導型保育事業について

国の補助を受けて企業が実施する保育事業です。地域のお子さんの受入れが可能な施設もあります。利用料金や空き状況等詳細につきましては、施設へ直接お問い合わせください。地域枠で企業主導型保育事業を利用する場合支給認定書の交付が必要となる場合があります。必要な方は支給認定申請書を提出してください。

施 設 名	住 所	電 話 番 号	設 置 者
和光会保育園バンビ北方	曲路2丁目137番地	216-8111	社会福祉法人 和光会
鹿野クリニック企業主導型保育園プルート	高屋白木2丁目73番地	216-8222	医療法人 鹿野クリニック

※町外施設につきましては岐阜県のホームページの「岐阜県内認可外保育施設一覧」をご確認ください。

障がい児保育について

町内の保育施設では集団保育に支障のない、中・軽度の障がい児を受け入れています。入所の承諾などは面接等によりご相談させていただきます。詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。

広域保育について

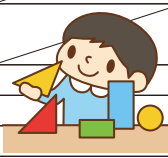
保護者の勤務の都合等により、北方町の保育施設の保育時間内に送迎が不可能な場合は、保護者の一方の勤務地がある市町村の保育施設へ入所が可能です。ただし、受入市町村の事情・受入基準等により、ご希望に添えない場合があります。詳しくは、教育委員会までお問い合わせください。

北方中保育園・北方北保育園

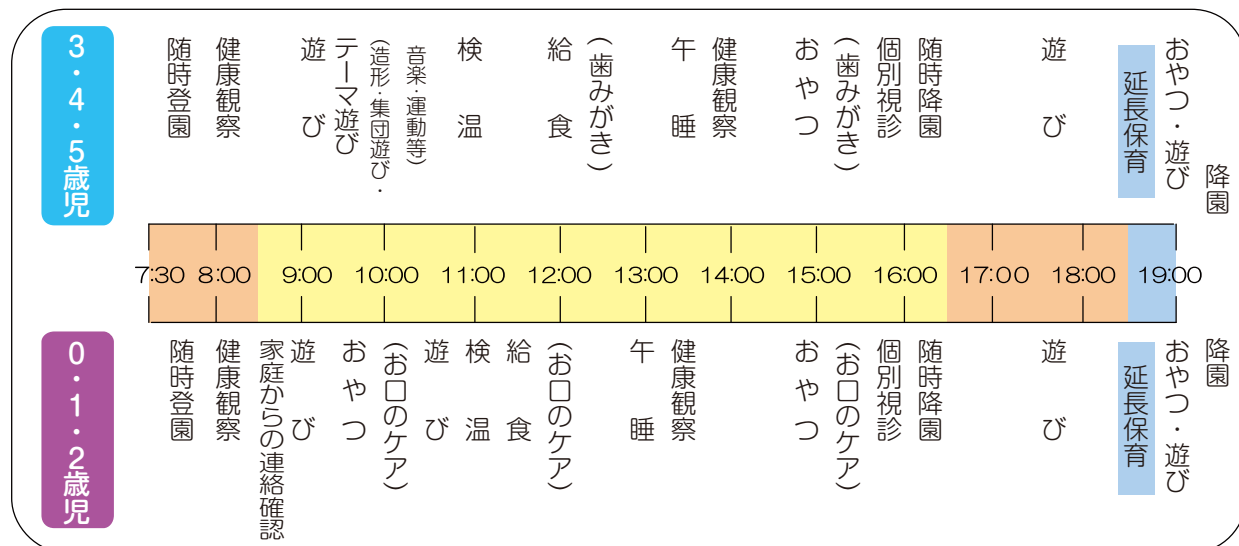
北方町の保育園では「心身ともに健康でたくましい子」を保育理念として、4つの保育目標を柱に掲げて、子ども達の健やかな成長を支えていくように計画を立てて保育をしています。

- ＜保育目標＞
- ★ 自主的に行動する子
 - ★ 元気よく遊び 思いやりのある子
 - ★ 最後までやりとおす子
 - ★ のびのびと表現できる子

園 行 事 令和7年度

月	園児のみ参加の行事	保護者参加の行事	みんなであそぼう	食育活動	保健行事
4	歓迎会 交通安全教室	入園式 進級式 保護者会総会 個別懇談	なかよくしようね	いちごの収穫	
5	遠足		遠足ごっこ	野菜の苗植え	歯科検診
6	学園との交流【年長児】	保育参観	おもしろみつけ	じゃがいもの収穫 作って食べよう (カレー)	歯と口の健康週間 定期健康診断 尿検査
7	七夕会 夏まつり プール開き		夏まつり	野菜の収穫 (ナス・トマト・ 枝豆・ピーマン)	
8	連れ去り防止教室 プール納め		水あそび		
9	ピクニックごっこ	親子遠足	運動あそび		
10	いも掘り 人形劇	運動会 個別懇談 福祉フェスティバル	運動会	さつまいもの収穫 作って食べよう	歯科検診
11	学園との交流【年長児】	文化祭【年長児】 フリー参観	自然物であそぼう	いちごの苗植え	定期健康診断
12	クリスマス会		クリスマス	クリスマスケーキ 飾って食べよう	
1	文化財防火デー【年長児】		お正月あそび		新入園児健診 及び説明会
2	節分・豆まき 学園との交流【年長児】	生活発表会 保護者会総会	ごっこあそび		
3	お別れお楽しみ会【年長児】 修了式【年長児以外】	卒園式【年長児】	思い出いっぱい	じゃがいもの植え付け	
毎月の行事	命を守る訓練（保育安全、交通安全、災害避難、防犯）誕生会 発育測定 図書貸出し				
その他の行事	おはなしポケット（読み聞かせ） 体操教室 英語であそぼう リズム遊び サッカー教室				
5月～3月	園庭解放（第2・第4金曜日10:00～11:00）				
子育て広場	7月（夏まつり）、10月（運動会）、11月、12月（クリスマス会）、2月				

園での一日



※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

北方町立こども園

町立こども園では、「心身ともに健康でたくましい子」を育むことを保育教育方針として、学びの基礎となる豊かな体験活動を展開することが主な特色です。

園の特色

- ☐ **自由遊び** 遊びを選択し全身で楽しむことを通して、追究しやり切る力を育みます
- ☐ **交流活動** 地域の方々、各学校との交流などにより、人と関わる力や郷土愛を育みます
- ☐ **自然や文化的体験活動** 野菜の栽培、英語や音楽、運動などを通して、知的好奇心や表現力を育みます
- ☐ **学校との連携** 学校との連携を密にすることで、円滑な就学へつなげます
- ☐ **保護者とともに進める子育て** 保護者との日々の相談を大切にし、子育てを楽しめるように支援します

園 行 事 令和7年度

月	行 事 名	園 外 行 事
4月	入園式・進級式、前期始業式 新入園児歓迎会 内科健康診断① 保育参観・保護者総会	
5月	交通安全教室 個別懇談 歯科検診①	春の遠足
6月	緊急時引き渡し訓練 給食参観 プール開き	時の太鼓見学(年長組)
7月	七夕会 夏季休業開始(幼コース)	
8月	夏季休業終了(幼コース)	
9月	防災指導	
10月	運動会 前期終業式 後期始業式 歯科検診② 個別懇談 芸術鑑賞教室	園外保育(秋見付け)
11月	内科健康診断② 木育教室 家族ふれあい参観	文化祭参加(年長組) 秋の遠足
12月	お楽しみ会 人形劇 冬季休業開始(幼コース) 保育発表会	
1月	冬季休業終了(幼コース) 新入園児一日入園	文化財防火デー(年長組)
2月		ふれあい合唱集会(年長組)
3月	お別れ会 卒園式 修了式	お別れ遠足(年長組)
年間	誕生会 英語活動(年中・年長組) 発育測定(身長・体重)	安全指導(生活・防犯・交通・災害) 学園・岐阜農林高等学校との交流 未就園参加のなかよし広場

園での一日

コース 時 刻	幼稚園コース (3～5歳児)	幼保コース (3～5歳児)	保育園コース (0～2歳児)
7:30		標準時間児	随時登園
8:30	随時登園(持ち物整理)	各学級へ移動・持ち物整理	
9:00	【教育時間】9:00～14:00 〈午前の活動〉 ○ 自由遊び(自分でやりたい内容を選んでの遊び)		○ 先生や友達との遊び
10:00			○ おやつ
11:00			○ 先生や友達との遊び
11:30			○ 給 食
12:45	〈午後の活動〉 ○ 自由遊び(自分でやりたい内容を選んでの遊び)		○ お昼寝
13:30	○ 一斉保育(帰りの会)		
14:00	降 園 必要に応じて預かり保育 ～17:00	○ お昼寝など	
15:00		○ おやつ	○ おやつ
16:00		保育短時間 随時降園	
16:30		保育短時間終了	
17:00		○ 友達と室内遊び	○ 先生や友達との遊び
18:00		保育標準時間 随時降園	
18:30		保育標準時間降園終了・延長開始	
19:00		延長保育終了	

※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

幼保連携認定こども園 かわせみこども園

○保育・教育目標

1. 心身ともに健やかでたくましい子
たくさん遊び、よく食べ、よく眠る等家庭的な雰囲気の中で園生活を安心して過ごすことで、心と身体の安定につなげていきます。
2. 豊かな人間性をもった子
様々な交流などの経験を通して、社会性の基礎を身につけ、生きる力を培っています。
3. なんにでも挑戦する意欲をもった子
子どもたちが自ら選んで主体的に活動できる環境を整え、失敗を恐れずのびのびと取り組む姿を見守ります。
4. 感謝する心を大切に、人を思いやれる心をもった子
他者との関わりや地域との交流の中で、愛されていることに気づき、そこから自らもまた人を思いやれる心を育てます。

園 行 事 (予定)

4月	入園式 進級式
5月	交通安全教室 春の遠足 個別懇談 内科健診① 歯科健診①
6月	プール開き 時の太鼓記念日(年長児) 保育参観 緊急時引き渡し訓練
7月	七夕会・夏祭り
8月	プール納め
9月	防災指導
10月	秋の遠足 オータムフェスティバル 福祉フェスティバル ハロウィン
11月	歯科健診② 内科健診②
12月	生活発表会 ビデオ上映会 クリスマス会
1月	個別懇談(年長児) 新入園児健診
2月	豆まき
3月	ひなまつり会 お別れ遠足(年長児) お別れ会 修了式 卒園式



※青字で書かれている文字のところは、保護者が参加する行事です。

★季節に触れながら遊びが発展するよう環境を整えます

★毎月実施 お誕生会・身体測定・命を守る訓練・交通安全指導・保健指導

★行事の内容や開催月は変更になることがあります。



かわせみこども園
HP



かわせみこども園
インスタグラム

園での一日

年齢	コース	時間											
		7:30	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
3 ～ 5 歳 児	幼稚園コース	登園			クラス活動	給食	自由遊び	降園	おやつ・遊び	預かり保育	延長保育		
	幼保コース	随時登園			クラス活動	給食	自由遊び	午睡	おやつ・遊び		保育短時間終了		延長保育 おやつ
0 ～ 2 歳	保育園コース	随時登園	保育・遊び		おやつ・遊び	給食	午睡		おやつ・遊び		保育短時間終了		延長保育 おやつ

※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

○多種多様な教室や体験

「楽しみながら学ぶ」、「子どもたちの興味や好奇心を広げる」をテーマにリトミック・英語教室・クッキング・体育教室・学研教室・園外活動等を取り入れています。

小規模認可保育事業所 ちびっこ園。

～ 毎日が成長する日 ～

ちびっこ園。では、園で過ごす一日一日を“毎日が成長する日”と考え、子どもたちと向き合っています。目に見える変化に大小はありますが、成長していく姿をしっかりと見届け、保護者の皆さまと一緒に喜んでいきたいと考えています。

小規模だからできるきめ細かく、質の高い保育を実践することで、子どもたちに“笑顔と成長”を、保護者の皆さまに“安心と満足”をご提供します。

園 行 事 令和7年度

4月	お花見 野菜の苗植え	5月	大切な人 プレゼント作り	6月	じゃがいも掘り 歯磨き指導 プール開き	7月	七夕 野菜収穫
8月	盆踊り 野菜収穫	9月	敬老の日 プレゼント作り 園祭り	10月	消防署見学 遠足	11月	芸術鑑賞会 勤労感謝
12月	餅つき 大掃除 大根掘り クリスマス会	1月	初詣 書き初め	2月	豆まき 太巻き作り 運動会 いちご狩り	3月	ひな祭り お別れ遠足 お別れ会 卒園式

年間行事は新しいものが増えたり、中止になることがあります。
最新の情報はHPに掲載しておりますのでそちらをご確認ください。

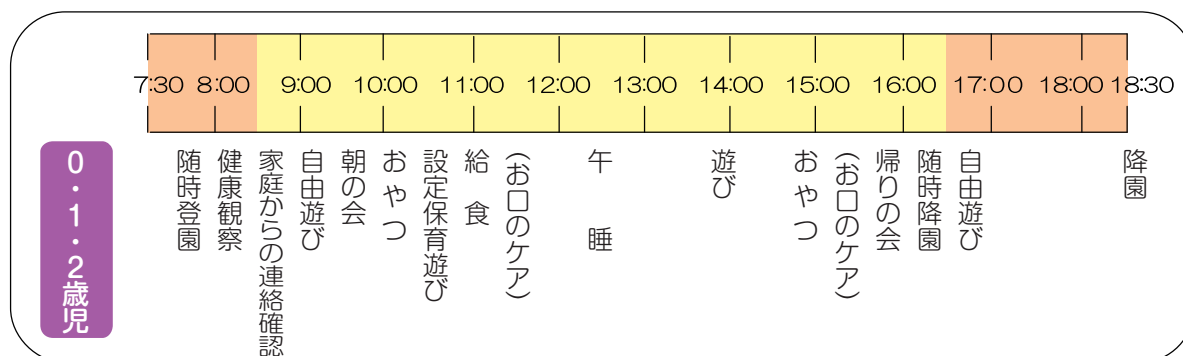


ちびっこ園。
HP



ちびっこ園。
Instagram

園での一日



※一般的な基準を示したもので季節や年齢、一人一人によっても多少相違があります。

幼児教育

「習い事」としてではなく「遊び」の中から、学ぶ楽しさを感じてほしいと考え、「英語」や「キッズピクス」「習字」「サッカー」「クッキング」などの幼児教室を行っております。他にも、子どもたちの「学ぶ意欲」をかきたてるものがあれば、随時取り入れていきたいと考えております。

園概要

運営 株式会社 わづら

形態 小規模認可保育事業 B型

認可 平成27年4月1日から

※令和8年度に移転・新設予定です。また、それに伴い形態も変更になる見込みです。

延長保育事業について

※公立施設の内容です。

1. 延長保育の対象児童

- ①保護者の就労等やむを得ない理由で利用する者
 - ②児童福祉の観点から必要な者
- ※保育認定の方のみ利用可

2. 実施施設

町立こども園、町立北方北保育園、町立北方中保育園

3. 延長保育の時間及び利用単価

保育必要量認定区分	時間区分		利用料（日額）
保育短時間認定	早 朝	7：30～ 8：30の間の利用	100円
	夕方①	16：30～18：30の間の利用	200円
	夕方②	18：30～19：00の間の利用	150円（間食代含む）
保育標準時間認定	夕方②	18：30～19：00の間の利用	150円（間食代含む）

※施設の開所日かつ開所時間内で実施します。

※施設の開所時間を上限とするため、北保育園について夕方②の18：30～19：00の利用はできません。

※夕方②（18：30～19：00）の利用児童には間食を提供します。

※3歳以上児であっても延長保育料は発生します。

4. 延長保育の利用の判断

延長保育を利用したかどうかの判断については、原則、登降園管理システム（kids plus）に打刻された時間で判断します。そのため、延長保育の利用希望がなくても打刻した時間が認定された時間の範囲外である場合、延長保育料が発生します。時間内の登降園にご協力をお願いします。

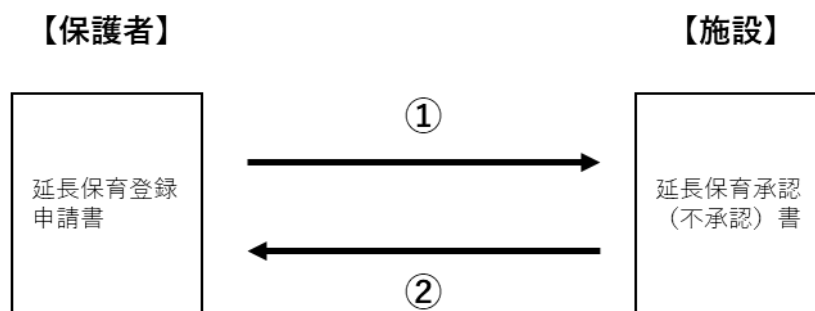
5. 利用手続き

■利用方法

延長保育を利用するための手続きについて、おおまかな流れは

「登録の手続き」→「利用の手続き」となります。

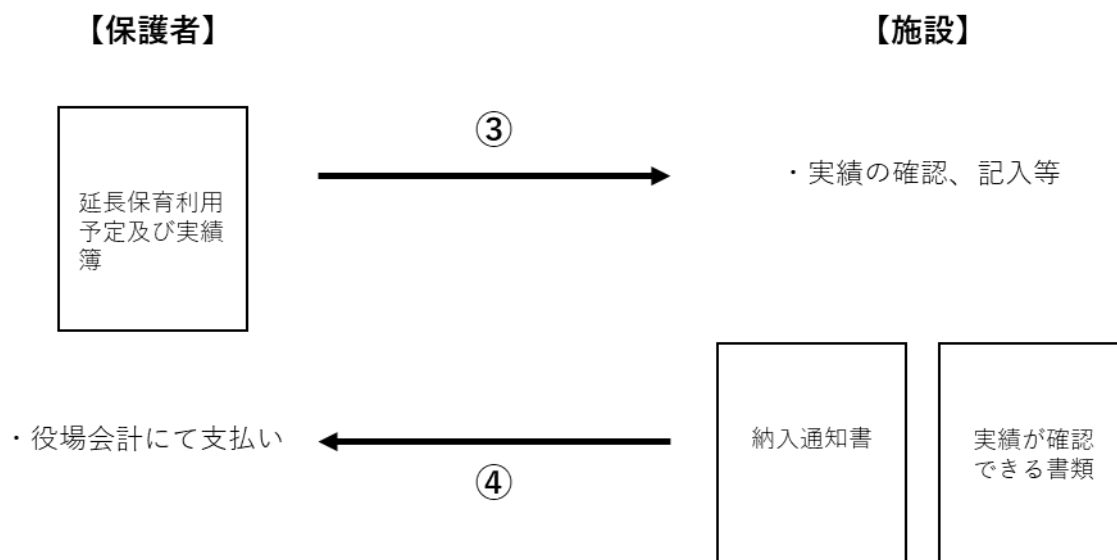
〈登録の手続き〉



①「延長保育登録申請書」を施設に提出。

②承認の可否を「延長保育承認（不承認）書」により保護者に通知します。

〈利用の手続き〉



③延長保育を利用する際は、施設が定める日までに「延長保育利用予定及び実績簿」（以下、予定簿という。）を提出。

※予定簿を提出後、内容に変更が生じる場合は施設に申し出てください。

※1カ月単位で予定簿を提出してください。

④利用月の翌月以降に施設が実績を確認し、実績が確認できる書類を添付したうえで納入通知書をお渡しします。指定された期日までにお支払いください。

■延長保育の登録・利用申請していないが、認定された時間の範囲外で登降園してしまった場合

前述のとおり、延長保育の利用希望がなくても登降園管理システム（kids plus）に打刻した時間が、認定された時間の範囲外である場合、原則、延長保育料が発生します。利用料については利用の手続きの④同様に、実績が確認できる書類を添付したうえで納入通知書をお渡しします。指定された期日までにお支払いください。

6. 延長保育料の納付

施設から渡された納入通知書にて延長保育料を、北方町役場の会計室にてお支払いください。

※他の金融機関でも支払うことはできますが手数料が発生する場合があります。

7. 解除手続き

延長保育を必要としなくなった場合（一時期ではなく、今後しばらく必要としない場合）は、「延長保育実施解除届」を施設に提出してください。

8. 短時間認定→保育標準時間認定への変更

保護者の就労状況等の変化により保育必要量の認定区分（標準時間認定・短時間認定）を変更する場合は、変更申請が必要になりますので教育委員会または施設にご相談ください（教育・保育給付認定変更申請書及び就労証明書等の提出が必要になります）。なお、保育必要量の認定は月単位であり、変更は申請した翌月からの適用となります。

9. その他

延長保育事業や保育必要量等についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

○北方町教育委員会 学校教育課：058-323-1115

育児休業からの復帰等に伴う入所予約申込について

令和8年度途中に、「育児休業から復帰する方」または、「転入予定者で転入直前に居住している市町村の認可保育施設を既に利用している方」を対象に**令和8年度5月から12月**の入所の予約（以下、入所予約という。）申込みを受付けます。

1. 対象者

【育児休業復帰】

次の（１）～（３）をすべて満たす必要があります。

- （１）入所予約を希望する児童及びその保護者が、申込時及び入所希望月の初日に、北方町に住民登録があり、現に在住していること。
- （２）父母のいずれかが、育児・介護休業法等に基づく育児休業を取得し、休業前の職場に復帰する方で、復職月からの入所希望であること（退職した場合や転職した場合は対象外）。
- （３）北方町の定める就労証明書に育児休業期間の証明のある方。

※保護者のいずれかが求職活動の場合は対象になりません。

※自営業、農業などの場合で、法令に基づく育児休業に該当しない場合は対象になりません。

【転入予定者】

次の（１）及び（２）をすべて満たす必要があります。

- （１）入所希望月の前月中に北方町に転入（住民登録）すること。
※入所希望月の前々月以前の転入予定日では予約申込はできません。
- （２）入所希望月の前月まで転入前の市区町村にて保育認定（※）受け、認可保育施設を既に利用していること。
※子ども子育て支援法第19条第1項第2号または第3号に係る認定

2. 入所予約の申込みについて

令和8年度の入所予約の申込みは、下記期間のみです。（令和8年度4月入所申込みと同じ期間です。）

※期間後は入所予約の申込みはできません。

令和8年度 申込期間

- 受付期間：令和7年9月1日（月）～9月19日（金）（土・日祝は除く）
- 受付時間：8時30分～17時15分
- 受付場所：北方町役場教育委員会 ※保育施設では受付しません。

※4月入所と入所予約の両方を申込むことはできません。

※「入所予約」の対象であっても必ず入所が内定するとは限りません。入所予約は4月入所の人数と調整したうえで予約を行うため第1希望以外の施設での予約となる場合や、予約が内定とならない場合があります。

※予約が内定とならなかった場合や、一次申込期間中に申込みできなかった場合は予約の対象とはなりませんが、二次申込（随時申込）は可能です（再度、申請書類一式が必要になります）。

二次申込（随時申込）

定員に達しない空き枠について、入所希望月ごとの受付期間に先着順で申込みを受付けます。ただし、申込者が多くなりやすい各申込期間の初日は、入所理由によって入所すべき緊急性の高い児童を優先して入所決定します。

※二次申込（随時申込）では入所予約申込はできません。

○受付期間

4月入所：12月11日～3月10日

5月以降：各入所希望月の前々月11日～前月10日

※11日が土日祝の場合は翌開庁日、10日が土日祝の場合は前開庁日になります。

○受付時間：9時～16時30分

○受付場所：北方町役場教育委員会 ※保育施設では受付しません。

3. 実施施設

入所予約の申込みができる施設は公立保育施設のみです。

4. 必要書類

- ・「保育施設 入所案内」の「入所（園）手続きについて 3. 提出書類」に記載されている書類
- ・育児休業復帰証明書（育児休業からの復帰で入所が決定した方のみ。入所後に提出を依頼します。）

5. 希望できる入所日（入所希望月）について

【育児休業】

育児休業が終了し、復職日が属する月（5月～12月に限る）の初日

【転入予定】

転入予定日の翌月（5月～12月に限る）の初日

※いずれの場合も、希望する施設の入所できる年齢（6ヶ月）を満たしている必要があります。

※1月～3月の入所を希望する場合は二次申込（随時申込）にて申込みください。

6. 入所予約の内定

4月入所の人数と調整したうえで予約を行います。入所希望者が保育施設の受入可能数（定員）を超えた場合は、入所理由によって入所すべき緊急性の高い児童を優先して内定者を決定します。

【内定した場合】

仮決定通知書を12月下旬ごろ送付します。入所の前月ごろ教育委員会から確認・案内の電話連絡をさせていただき、健康診断や施設での面談を受け入所決定となります。

【内定しなかった場合】

入所予約が内定しなかった場合は、「保育施設入所予約不承諾書」を送付します。引き続き保育を希望する場合は、二次申込（随時申込）にて申込みください。なお、「保育施設入所予約不承諾書」は通常の入所選考の不承諾を示すものではありません。育児休業の延長の手続きには使用できませんのでご注意ください。

7. 留意事項

- (1) 申込期間経過後の希望施設の変更はできません。また、入所希望月の変更についても原則できません。転入日や勤務先と復職日等をあらかじめご確認いただき申込みください。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は申込み及び内定の取り消しとなります。
 - ① 町外に転出した場合
 - ② 内定後の復職月の変更、育児休業の延長、育児休業取得者の退職・転職、転入月の変更
 - ③ 入所予約の対象者となる条件に該当しなくなった場合
 - ④ 申込み児童の次子を妊娠又は出産するなどにより復職しない場合
- (3) 入所した年度中は原則転園できません。
- (4) 入所後、期限までに育児休業復職証明書の提出がなく、復職の確認ができない場合は退所となります。
- (5) 4月入所申込と入所予約申込の両方を申込みことはできません。
- (6) 内定後キャンセルした場合の再申込は二次申込（随時申込）にて、原則、内定した際の入所希望月の翌月からの申込みしかできません。

町内「保育施設」位置図



北保育園 TEL324-0254
住 所／北方1640番地の1



中保育園 TEL324-8313
住 所／北方1857番地の3



町立こども園 TEL324-5721
住 所／北方1367番地の1



かわせみこども園 TEL260-6070
住 所／北方町北方73番地の1



ちびっこ園 TEL324-1101
住 所／高屋白木1丁目55番地の2※
※令和8年度に移転・新設を予定しています。

問い合わせ先

北方町教育委員会

TEL 058-323-1115

北方町ホームページ

<https://www.town.kitagata.gifu.jp>